

第3回 うらやす景観通信

平成 25 年 7 月 1 日 発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

平成 25 年も半分が過ぎ、浦安市景観計画が施行されてからもう 4 年がたちました。そろそろ見直しも視野に入れておかなければならない時期になってきました。見直しにはみなさんの力が必要となります。よろしくお願ひします。

本題に入りまして第 3 回のテーマは「**新しいぞ景観法!**」です。

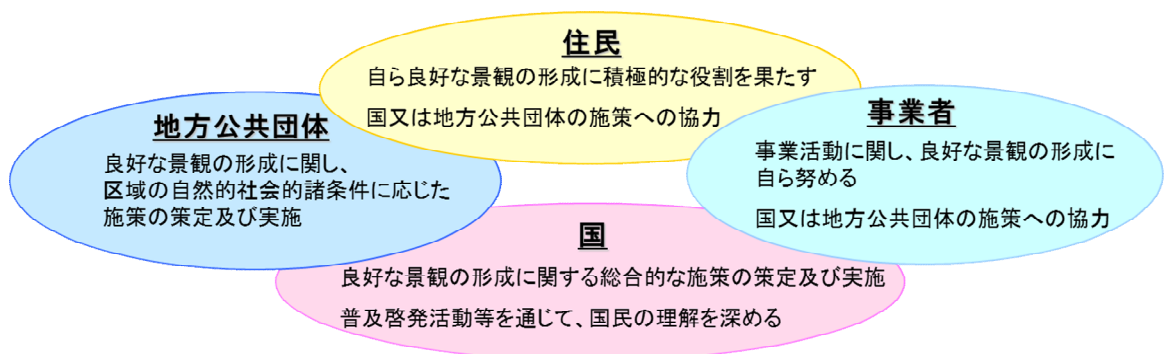
「**景観法**」は平成 16 年 6 月 18 日に制定された法律です。効力が発生したのは平成 17 年 6 月 1 日です。制定されてから 8 年しか経っていないのですね。新しい物事が世に浸透するには時間が必要であり、景観も「まだまだこれから」といったところでしょうか。

景観法が制定されるまでの間にも約 500 の地方公共団体が住民の要望に応え景観条例を制定していましたが、法律の委任に基づかない自主条例のため強制力がありませんでした。景観法が全面施行され、景観条例は、景観法を背景に、大きな役割を果たすことが可能になりました。

住民から地方公共団体へ、地方公共団体から国へ、国民の声が国に届いた事例です。素敵なことだと思いませんか。

景観法が制定されるための国会審議の際に同時に提出された「**景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**」及び「**都市緑地保全法等の一部を改正する法律**」と「**景観法**」を合わせて景観緑三法なんて呼び方もします。これらの法律はいずれも全会一致の賛成で可決成立しています。望まれて誕生した「**景観法**」という法律に目を向け、活力のある地域社会の実現を目指しましょう。

景観法の基本理念には「**地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない**」と書かれています。また、国、地方公共団体、住民、事業者の責務を定めておりそれぞれの役割を明確にしています。※下記の図を参照



景観法の解説本では、「景観を構成する要素は多種多様であり、良好な景観を作るには様々な主体が参加する必要があるとの考えからそれぞれの責務を規定している」と書かれています。少しずつでもみなさんの心の中、頭の中に「**景観**」というものを加えていただくと幸いです。

次回は「**これが浦安の景観条例**」をテーマに掲載いたします。